



2022年5月13日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森下協一
(コード番号1882 東証プライム)
問合せ先 総務部長 大川 努
(TEL. 03-3405-1811)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2022年6月29日開催予定の第116回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度改定の概要

当社は、2020年6月26日開催の第114回定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬支給の件」としてご承認いただき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「払込期日から3年間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間」に改定することといたしました。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年12,000株以内から年10,000株以内に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額を年額30百万円以内から年額50百万円以内に変更いたします。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではございません。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間等を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2020年5月26日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上